

第2回 さっぽろ医療計画2024策定委員会

令和5年6月13日（火）
札幌市保健所医療政策課

内容

1. 第1回委員会の振り返り
2. 国・北海道の動向
3. 基本理念（長期的目標）
4. 基本目標（現状の課題と施策の方向性）
5. 今後のスケジュール

1 第1回委員会の振り返り

さっぽろ医療計画とは？（北海道との関係）

北海道医療計画

医療法に基づき策定（法定事項）

<主な記載事項>

- ・ 医療圏の設定 ※札幌市は「札幌二次医療圏」として周辺7市町村と同圏域
- ・ 基準病床数
- ・ 地域医療構想における必要病床数
- ・ 医師確保計画
- ・ 外来医療計画
- ・ 5疾病6事業
- ・ 在宅医療



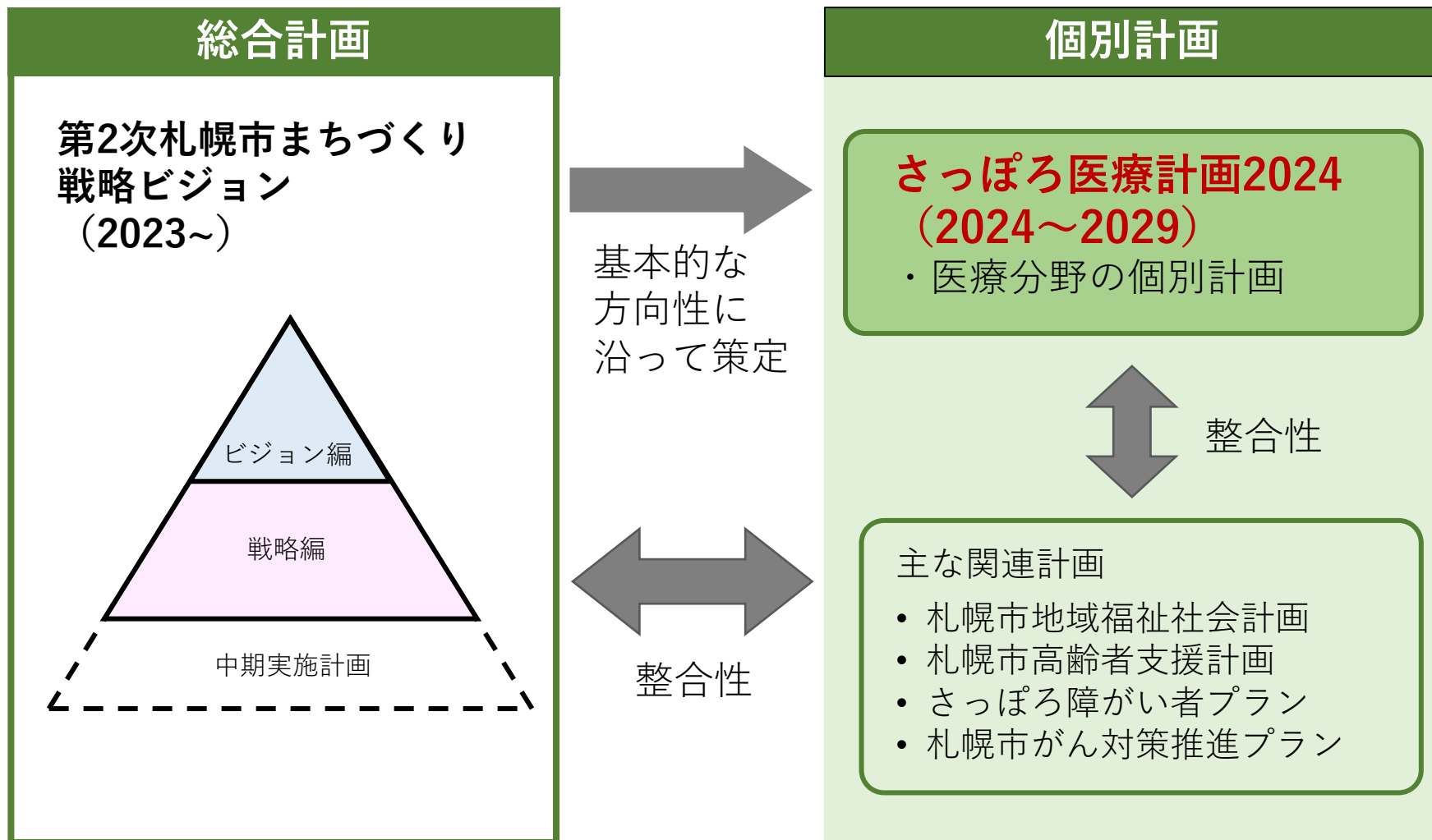
基本的な方向性に沿って策定

さっぽろ医療計画

医療法上の義務はないが、札幌市の課題等を踏まえて
独自に策定

- ・ 5疾病5事業および在宅医療

さっぽろ医療計画とは？（市の関連計画等）



札幌市の他計画との関係性（保健福祉分野の主な関連計画）



2024年に関連計画の同時改定等あり

計画の構成（案）について

第1章 計画の策定にあたって

- 1-1 計画策定の趣旨と位置づけ
- 1-2 計画の期間

第2章 札幌市の医療の現状等と課題

- 2-1 札幌市の医療の現状等と課題
- 2-2 これまでの取組と課題
- 2-3 課題の整理

第3章 基本理念と基本目標

- 3-1 基本理念（基本目標）
- 3-2 基本目標
 - 基本目標1：地域医療体制の確保
 - 基本目標2：地域と結びついた医療提供体制の整備
 - 基本目標3：医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進
 - 基本目標4：市民の健康力・予防力の向上

第4章 主要な疾病ごとの医療提供体制の構築

- 4-1 5疾病に関する現状
- 4-2 5疾病に関する課題・施策の方向性
- 4-3 5疾病に関する主な取組例

第5章 主要な事業ごとの医療提供体制の構築

- 5-1 救急医療
- 5-2 災害医療
- 5-3 周産期医療
- 5-4 小児医療
- 5-5 在宅医療
- 5-6 **新興感染症の感染拡大時における医療**

第6章 医療従事者の確保と勤務環境の改善

- 6-1 医療従事者の確保
- 6-2 **医療従事者の勤務環境の改善**

第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の促進

- 7-1 医療安全対策の推進
- 7-2 医薬品等の安全対策
- 7-3 医療機能に関する情報提供と相互理解の推進
- 7-4 **医療DXによるスマート医療の推進**

第8章 保健医療施策の推進

- 8-1 感染症対策（**新興感染症**等）
- 8-2 難病対策
- 8-3 献血・臓器移植等の普及啓発
- 8-4 危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策
- 8-5 歯科保健医療対策

第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧

第10章 計画の推進体制と進行管理

- 10-1 計画の推進体制
- 10-2 計画の進行管理

資料編

第1回委員会における主な意見等

- 指標の目標値を適切に設定する必要がある。
- 高齢者医療の観点をキーに考えていかなければならない。

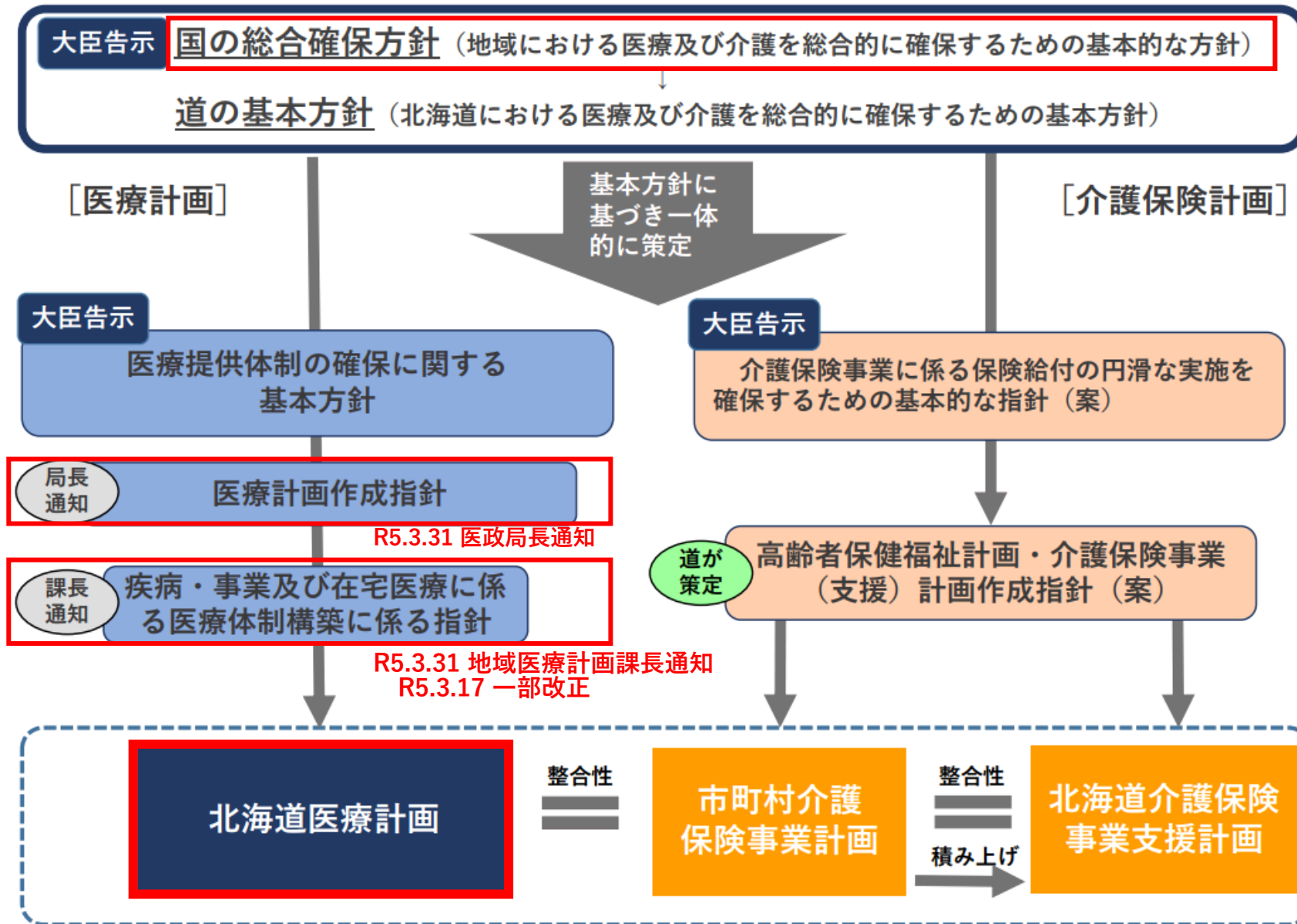


上記ご意見を踏まえ、今後の計画内容について審議

2 国・北海道の動向

都道府県医療計画の作成に係る指針等（全体像）

医療計画及び介護保険計画の策定スキーム



地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）

改正前

意義

- ・ 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年に向け、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築。
- ・ 自立と尊厳を支えるケアを実現

改正後

意義

- ・ 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者・国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築。
- ・ 自立と尊厳を支えるケアを実現

基本的方向性

- (1) 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域の創意工夫を活かせる仕組み
- (3) 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進
- (4) 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- (5) 情報通信技術（ICT）の活用

基本的方向性

- (1) 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築
 - (2) サービス提供人材の確保と働き方改革
 - (3) 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
 - (4) デジタル化・データヘルスの推進
 - (5) 地域共生社会の実現
- (別添) ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿

医療計画作成指針の主な改正ポイント①

全体について

- ✓新型コロナウイルス感染症により、地域医療の様々な課題が浮き彫りとなり、適切な役割分担の下での医療提供を重要性が再認識
- ✓人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化への対応
- ✓医療の質向上・効率化を図る観点で、医療分野のデジタル化の推進
- ✓医療法改正により、6事業目として「新興感染症への対応」を追加

5 疾病・5 事業および在宅医療について

- ✓施策・指標の検討においてロジックモデル等を活用する
- ✓新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める

医療計画作成指針の主な改正ポイント②

地域医療構想について

これまでの基本的な枠組み（病床必要量の推計・考え方等）を維持しつつ、P D C Aサイクルを通じて地域医療構想を推進

外来医療について

外来機能報告のデータを活用し、あり方について検討

医療従事者の確保について

医師の働き方改革に関する取組の推進や、地域医療構想と連動させた医師確保の取組の推進

医療の安全の確保等について

- ✓病院等の管理者の理解をより深めるため、研修を推進
- ✓相談対応の質向上のため、医療安全支援センター職員の研修を推進

その他の事項について

医療計画のうち、必要な情報について、わかりやすい形で周知を行い、住民の理解・協力を得られるよう努める

北海道医療計画の見直しスケジュール

令和5年度第2回
地域医療専門委員会資料（北海道）

次期北海道医療計画見直しスケジュールについて

時期	総医協（総会・地域医療専門委員会等）	道本庁	振興局（保健所）
令和5年3月	31日【国】第8次医療計画の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」発出		
4月	18日 第1回 地域医療専門委員会 ・二次医療圏設定の方向性を整理	道の基本方針の策定・部内検討チーム設置 計画評価作成依頼	
5月	18日 第2回 地域医療専門委員会 ・策定スケジュール		
6月		医療計画保健所向け説明会①	骨子の作成
7月	第3回 地域医療専門委員会 第1回 総会		疾病・事業別協議 素案たたき台の作成
8月	第4回 地域医療専門委員会 ・計画の骨子、現行計画の進捗・評価		疾病・事業別協議 基準病床数算定
9月	第5回 地域医療専門委員会 ・計画素案（たたき台）	第3回定例会 前日委員会 ・現行計画の推進状況と骨子	素案(案)の作成
10月	第6回 地域医療専門委員会 ・計画素案 ・基準病床数		医療計画保健所向け説明会② 疾病・事業別協議
11月中旬 下旬		医療審議会（素案報告） 第4回定例会 前日委員会（素案報告） 医療計画保健所向け説明会③、④	
12月～ 令和6年1月		パブリックコメント 保険者協議会 意見照会	協議の場（素案） 地域推進方針策定
2月上旬	第7回 地域医療専門委員会 第2回 総会 ・計画案		計画案作成 二次医療圏ごとに R6.9月末までに策定
2月下旬		第1回定例会前日委員会（計画案報告）	
3月		医療審議会（諮問・答申）⇒告示・公表・国へ報告	

3 基本理念（長期的目標）について

基本理念（長期的目標）について

現行計画（さっぽろ医療計画2018）の基本理念

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立

【現行計画策定時の考え方】

- ▶ 原則として、前期の計画（2012）の基本理念を引き継ぎ（一部文言の追加あり）
- ▶ 「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会」とは、地域包括ケアシステムが構築された社会を想定
- ▶ 地域包括ケアシステムにおける医療提供体制のあるべき姿を「医療・保健システム」と位置づけ

さっぽろ医療計画2024の基本理念（案）

協議事項

次期計画（さっぽろ医療計画2024）の基本理念（案）

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立

※ 現行計画から変更なし



【現行計画の基本理念を引継ぎ、変更なしとする理由】

- 札幌市の高齢者人口は今後も増加する見込みであり、医療・介護の需要は益々高まるため、地域包括ケアシステムの構築された社会は医療提供のあるべき姿として、引き続き、推進に向けた取組が必要
- 第1期（2012～2017）および第2期（2018～2023）の医療計画から一貫性を保った施策の展開が必要

4 基本目標 (現状の課題と施策の方向性)

現行計画（2018）における「現状の課題」

(1)安心を支える地域医療提供体制の整備

救急医療体制の安定維持

救急医療体制を将来にわたって安定的に維持していくため、夜間急病センターや救急医療体制維持に協力する医師や参画医療機関の確保が必要です。

在宅医療需要の増加

在宅医療需要の動向を見据えた在宅医療提供体制の充実が必要です。

大規模災害発生リスクの存在

札幌市の災害想定や昨今の他都市での大規模災害の発生を踏まえ、札幌市における災害医療体制の再検証・再構築が必要です。

地域医療を支える人材の確保・養成

高齢化の進展に伴い医療需要が増加する在宅医療など、地域医療を支える担い手の確保が必要です。

(3)医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

医療提供体制についての理解の推進

市民が病状や状態に応じて医療に関して適切な選択を行えるよう、医療機関の機能分化や連携の趣旨、かかりつけ医などを持つことの意義などについて市民への理解が進むような取組の推進が必要です。

・安易な夜間受診を控えることの啓発や救急安心センターさっぽろの利用促進などによる救急医療機関の適正受診の推進が必要です。

医療の安全確保に関する情報提供・相談機能の充実

医療の安全確保に関する医療提供者への情報提供や市民からの相談に係る機能の充実による医療提供者と市民との相互理解の促進が必要です。

(2)地域と結びついた医療連携体制の構築

医療機関の機能分化の推進

地域の医療ニーズに対応した過不足のない医療提供体制としていくため、地域の実情を踏まえた医療機関の機能分化の推進が必要です。

医療機関相互の連携強化

今後、疾病構造が変化していく中においても、市民が病状や状態に応じて切れ目なく医療を受けられるよう、医療機関間における連携を強化することが必要です。

医療・介護等の連携強化

将来においても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の医療・介護等の関係者による多職種連携を強化することが必要です。

(4)市民の健康力・予防力の向上

かかりつけ医などの普及

疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの意義について市民への普及啓発が必要です。

保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化

健康診断・検診や予防接種などに関する制度や必要性について市民への普及啓発の強化が必要です。

保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化

保健や医療、福祉に関して困りごとを抱えた市民に対応する相談窓口機能の充実が必要です。

・相談窓口等の利用者に応じて必要な情報が得られる環境の整備、相談機能の連携強化が必要です。

関係機関との連携による保健医療施策の推進

感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策の推進が必要です。

「現状の課題」と「基本目標」の関係性

【現状の課題】 4 区分 1 3 項目

札幌市の医療に求められる【現状の課題】を4区分に分類し、それぞれを解決すべき【基本目標】として設定

【基本目標 1】
安心を支える
地域医療提供体制の整備

【基本目標 2】
地域と結びついた
医療連携体制の構築

【基本目標 3】
医療提供者と市民との
情報共有・相互理解の促進

【基本目標 4】
市民の健康力・予防力の向上

【基本目標】の推進により、【基本理念】の実現を目指す

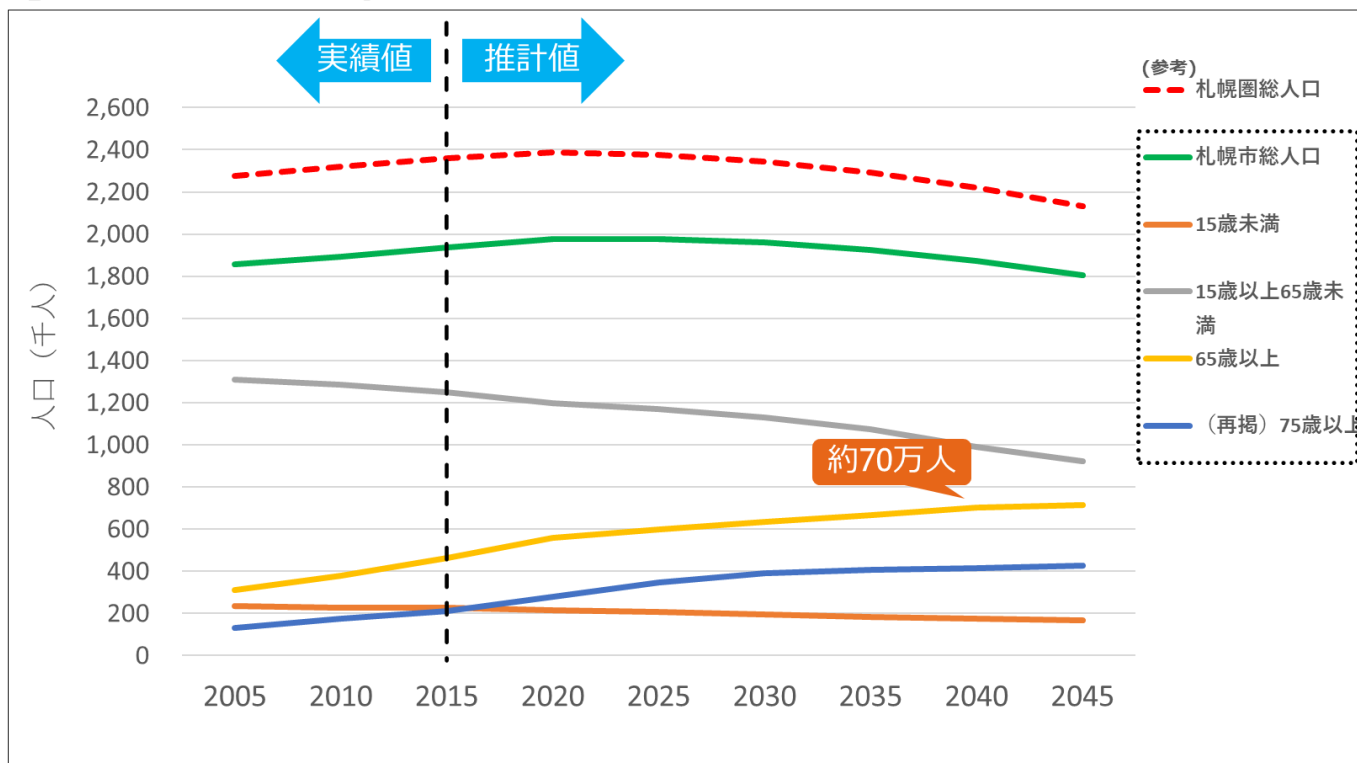
【基本理念（長期的目標）】
市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の
実現に向けた医療・保健システムの確立

次期計画（2024）に向けて考慮すべき事項

① 2025年以降を見据えた検討

札幌市では、団塊世代が75歳以上となる2025年以降も、2040年頃をピークに高齢者人口の増加と生産年齢人口の急速な減少が続く見込み。

【札幌市の人口推計】

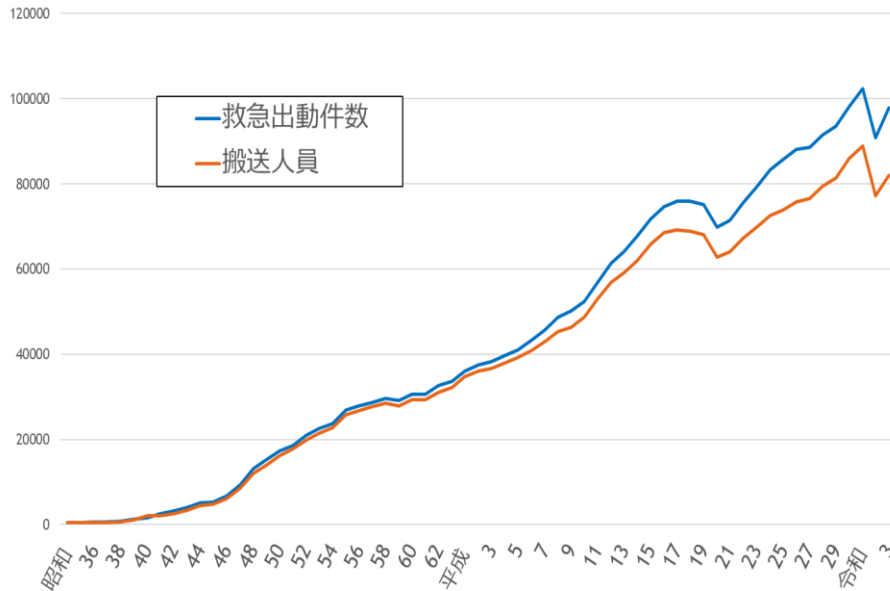


次期計画（2024）に向けて考慮すべき事項

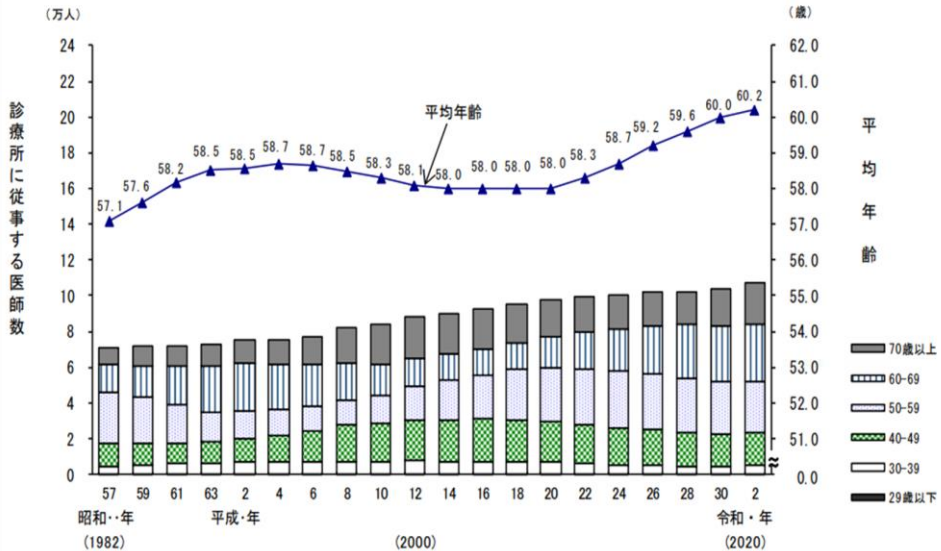
① 2025年以降を見据えた検討

高齢化の進行に伴い、救急医療・在宅医療等の需要は今後さらなる増加が見込まれる一方、医師等の高齢化や医師の働き方改革の影響により、医療の担い手の確保は益々困難な状況となる。

【札幌市の救急出動件数および搬送人員】



【年齢階級別にみた医師数（診療所）】

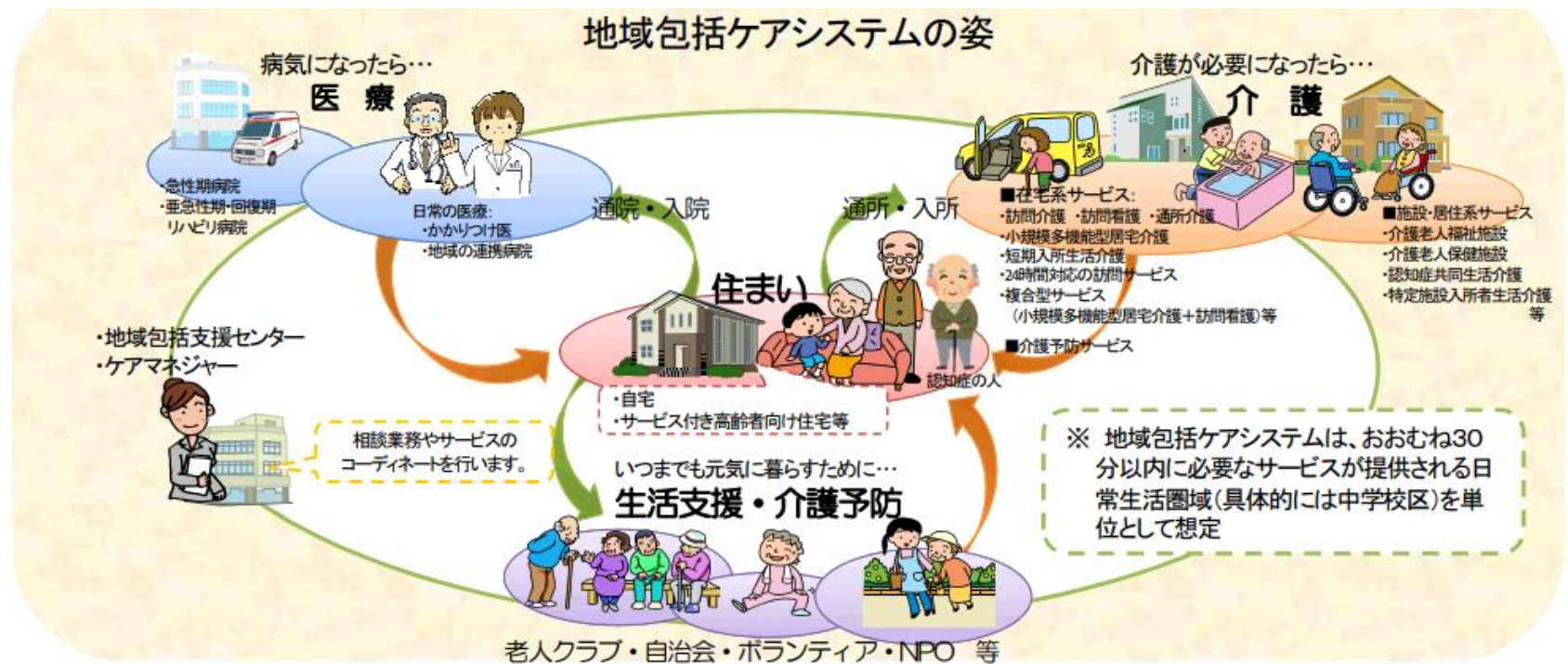


各年12月31日現在

次期計画（2024）に向けて考慮すべき事項

① 2025年以降を見据えた検討

特に85歳以上の高齢者では在宅医療や介護等の必要性が急増するため、できる限り住み慣れた地域で必要なときに「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様な介護が地域で完結して受けられることが必要。



次期計画（2024）に向けて考慮すべき事項

② 北海道胆振東部地震および新型コロナウイルス感染症への対応

- 北海道胆振東部地震（2018年9月）では、大規模停電の発生により、在宅酸素患者や透析患者など医療的な支援が必要な方への支援体制等の課題が浮き彫りに
- 新型コロナウイルス感染症（2020年2月～）への対応では、感染症対応についての平時からの備えの重要性が再認識されたほか、救急医療・小児医療等が潜在的に抱えていた体制の脆弱性が顕在化

次期計画（2024）に向けて考慮すべき事項

③ デジタル技術の発展と活用

- 医療分野においてもデジタル技術の発展は目覚ましく、医療の質の向上や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や医療分野のデジタル化の推進が必要

次期計画（2024）における「課題の整理」

協議事項

(1) 安心を支える地域医療提供体制の整備

医療計画2018（現行）

救急医療体制の安定維持

救急医療体制を将来にわたって安定的に維持していくため、夜間急病センターや救急医療体制維持に協力する医師や参画医療機関の確保が必要です。

在宅医療需要の増加

在宅医療需要の動向を見据えた在宅医療提供体制の充実が必要です。

大規模災害発生リスクの存在

札幌市の災害想定や昨今の他都市での大規模災害の発生を踏まえ、札幌市における災害医療体制の再検証・再構築が必要です。

地域医療を支える人材の確保・養成

高齢化の進展に伴い医療需要が増加する在宅医療など、地域医療を支える担い手の確保が必要です。

医療計画2024（案）

持続可能な救急医療体制の確保

高齢者の増加や生産年齢人口の減少を見据え、将来的に持続可能な救急医療体制を維持・確保していくため、夜間急病センターや救急医療体制の再検証や救急医療体制に参画する医師・医療機関の確保が必要です。

在宅医療需要のさらなる増加

今後ますます増加する在宅医療需要に対応するため、在宅医療体制のより一層の充実が必要です。

大規模災害発生時に備えた体制整備

北海道胆振東部地震における大規模停電等の経験を踏まえ、医療的な支援が必要な方への支援体制など、札幌市における災害医療体制の再検証が必要です。

地域医療を支える人材の確保・養成と医療提供の効率化

高齢化の進展に伴い医療需要が増加する一方で、生産年齢人口が急速に減少する局面において、在宅医療など、地域医療を支える担い手の確保するとともに、デジタル技術等を活用した医療の効率化・最適化が必要です。

【新規】新興感染症の発生・まん延時における医療提供

新興感染症の発生・まん延時においても通常医療の提供を維持しつつ、迅速かつ適切な感染症対応を行う医療提供体制が必要です。

次期計画（2024）における「課題の整理」

協議事項

(2) 地域と結びついた医療提供体制の構築

医療計画2018（現行）

医療機関の機能分化の推進

地域の医療ニーズに対応した過不足のない医療提供体制としていくため、地域の実情を踏まえた医療機関の機能分化の推進が必要です。

医療機関相互の連携強化

今後、疾病構造が変化していく中においても、市民が病状や状態に応じて切れ目なく医療を受けられるよう、医療機関間における連携を強化することが必要です。

医療・介護等の連携強化

将来においても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の医療・介護等の関係者による多職種連携を強化することが必要です。

医療計画2024（案）

医療機関の機能分化の推進

限りある医療資源を地域の医療ニーズに対応した過不足のない医療提供体制としていくため、地域の実情を踏まえた医療機関の機能分化の推進が必要です。

医療機関相互の連携強化

今後、疾病構造が変化していく中においても、市民が病状や状態、本人や家族の意思に応じて切れ目なく医療を受けられるよう、デジタル技術等も活用して医療機関間における連携を強化することが必要です。

医療・介護等の連携強化

将来においても、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、デジタル技術等も活用して地域の医療・介護等の関係者による多職種連携を強化することが必要です。

次期計画（2024）における「課題の整理」

協議事項

(3) 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

医療計画2018（現行）

医療提供体制についての理解の推進

・市民が病状や状態に応じて医療に関して適切な選択を行えるよう、医療機関の機能分化や連携の趣旨、かかりつけ医などを持つことの意義などについて市民への理解が進むような取組の推進が必要です。

・安易な夜間受診を控えることの啓発や救急安心センターさっぽろの利用促進などによる救急医療機関の適正受診の推進が必要です。

医療の安全確保に関する情報提供・相談機能の充実

医療の安全確保に関する医療提供者への情報提供や市民からの相談に係る機能の充実による医療提供者と市民との相互理解の促進が必要です。

医療計画2024（案）

医療提供体制や医療のかかり方についての理解の推進

・市民が病状や状態、本人や家族の意思に基づいた適切な医療を選択できるよう、医療機関の機能分化や連携の趣旨、かかりつけ医などを持つことや人生会議（ACP）の意義などについて市民への理解が進むような取組の推進が必要です。

・安易な夜間受診を控えることの啓発や救急安心センターさっぽろの利用促進などによる救急医療機関の適正受診の推進が必要です。

医療の安全確保に関する情報提供・相談機能の充実

医療の安全確保に関する医療提供者への情報提供や市民からの相談に係る機能の充実による医療提供者と市民との相互理解の促進が必要です。

次期計画（2024）における「課題の整理」

協議事項

(4)市民の健康力・予防力の向上

医療計画2018（現行）

かかりつけ医などの普及

疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの意義について市民への普及啓発が必要です。

保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化

健康診断・検診や予防接種などに関する制度や必要性について市民への普及啓発の強化が必要です。

保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化

- ・保健や医療、福祉に関して困りごとを抱えた市民に対応する相談窓口機能の充実が必要です。
- ・相談窓口等の利用者に応じて必要な情報が得られる環境の整備、相談機能の連携強化が必要です。

関係機関との連携による保健医療施策の推進

感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策の推進が必要です。

医療計画2024（案）

かかりつけ医などの普及

日常生活における健康相談から疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）を持つことの意義について市民への普及啓発が必要です。

保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化

健康診断・検診や予防接種などに関する制度や必要性について市民への普及啓発の強化が必要です。

保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化

- ・保健や医療、福祉に関して困りごとを抱えた市民に対応する相談窓口機能の充実が必要です。
- ・相談窓口等の利用者に応じて必要な情報が得られる環境の整備、相談機能の連携強化が必要です。

関係機関との連携による保健医療施策の推進

感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策の推進が必要です。

「基本目標」の再設定

- 【基本目標】となる現状の課題の4区分については、
「医療を**提供する側**と**受ける側（市民）**」および
「**医療体制**と**医療の周辺領域における体制**」という
の2つの視点から分類した上で、**項目名を整理**

医療体制中心

【基本目標1】

地域の安心を支える
医療体制の整備

提供する側

医療の周辺領域中心

【基本目標2】

地域と結びついた
医療連携体制の構築

受ける側

【基本目標3】

地域の医療体制にかかる
情報**発信**・**市民**理解の促進

【基本目標4】

市民の健康力・予防力の向上

基本目標（案）について

協議事項

医療計画2018（現行）

【基本目標 1】

安心を支える地域医療提供体制の整備

【施策の方向性】

急速な高齢化の進展により疾病構造が変化していく中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。

- 救急医療体制の確保や、高齢化の進展によりニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。
- 東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を踏まえ、札幌市の災害時における医療提供体制について再検証を行い、災害医療体制を強化します。
- 救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。

【基本施策】

- ① 救急医療体制の安定維持
- ② 在宅医療提供体制の充実
- ③ 災害医療体制の強化
- ④ 地域医療を支える人材の確保・養成

医療計画2024（案）

【基本目標 1】

地域の安心を支える医療体制の整備

【施策の方向性】

急速な高齢化の進展による疾病構造の変化や、生産年齢人口の減少による地域医療の担い手不足の中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。

- 将来的に持続可能な救急医療体制の確保や、さらなるニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。
- 北海道胆振東部地震などの大規模災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、有事における札幌市の医療提供体制について再検証を行い、災害や新興感染症に備えた医療体制を強化します。
- 救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。
- デジタル技術の活用により、医療の質の向上とあわせて、医療の効率化・最適化に取り組みます。

【基本施策】

- ① 持続可能な救急医療体制の確保
- ② 在宅医療提供体制のさらなる充実
- ③ 災害医療体制の強化
- ④ 新興感染症に強い医療体制の確保
- ⑤ 地域医療を支える人材の確保・養成
- ⑥ デジタル技術の活用による医療の効率化・最適化

基本目標（案）について

協議事項

医療計画2018（現行）

【基本目標 2】

地域と結びついた医療連携体制の構築

【施策の方向性】

限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。

- 医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。
- 摂食機能障害やロコモティブシンドロームなど、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。

【基本施策】

- ① 医療機関の機能分化の推進
- ② 医療機関相互の連携強化
- ③ 医療・介護等の連携強化

医療計画2024（案）

【基本目標 2】

地域と結びついた医療連携体制の構築

【施策の方向性】

限りある医療資源の効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。

- 医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。
- 摂食機能障害やロコモティブシンドロームなど、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、デジタル技術等も活用しながら医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。

【基本施策】

- ① 医療機関の機能分化の推進
- ② 医療機関相互の連携強化
- ③ 医療・介護等の連携強化
- ④ デジタル技術の活用による連携強化

基本目標（案）について

協議事項

医療計画2018（現行）

【基本目標3】

医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進

【施策の方向性】

医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、医療提供者との情報共有による相互理解を促進します。

- 医療機関の機能分化・連携の趣旨及び身近な地域で日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行うかかりつけ医の役割についての理解並びに救急医療機関の適正な利用を推進します。
- 医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。

【基本施策】

- ① 医療提供体制についての情報共有・理解の促進
- ② 医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化
- ③ 医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

医療計画2024（案）

【基本目標3】

地域の医療体制にかかる情報発信・市民理解の促進

【施策の方向性】

積極的な情報発信により、医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、市民の医療提供体制や医療のかかり方に関する理解を促進します。

- 医療機関の機能分化・連携の趣旨等についての市民の理解を促進します。
- かかりつけ医の役割や救急医療機関の適正な利用、患者が今後受ける治療・療養について本人や家族と医療従事者があらかじめ話し合う人生会議（ACP）等の普及を推進します。
- 医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築、市民への情報提供を推進します。

【基本施策】

- ① 医療提供体制や医療のかかり方についての情報発信・市民理解の促進
- ② 医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化
- ③ 医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

基本目標（案）について

協議事項

医療計画2018（現行）

【基本目標4】

市民の健康力・予防力の向上

【施策の方向性】

子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。

- 疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。
- 保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。

【基本施策】

- ① かかりつけ医などの普及促進
- ② 保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化
- ③ 保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化
- ④ 各種健診・検診事業の推進
- ⑤ 関係機関と連携した保健医療施策の推進

医療計画2024（案）

【基本目標4】

市民の健康力・予防力の向上

【施策の方向性】

子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。

- 身近な地域で日常的な診療や健康相談を行い、疾病予防・早期発見等の役割を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。
- 保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。

【基本施策】

- ① かかりつけ医などの普及促進
- ② 保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化
- ③ 保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化
- ④ 各種健診・検診事業の推進
- ⑤ 関係機関と連携した保健医療施策の推進

5 今後のスケジュールについて

北海道医療計画の見直しスケジュール

令和5年度第2回
地域医療専門委員会資料

次期北海道医療計画見直しスケジュールについて

時期	総医協（総会・地域医療専門委員会等）	道本庁	振興局（保健所）
令和5年3月	31日【国】第8次医療計画の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」発出		
4月	18日 第1回 地域医療専門委員会 ・二次医療圏設定の方向性を整理	道の基本方針の策定・部内検討チーム設置 計画評価作成依頼	
5月	18日 第2回地域医療専門委員会 ・策定スケジュール		
6月		医療計画保健所向け説明会①	骨子の作成
7月	第3回 地域医療専門委員会 第1回 総会		疾病・事業別協議 素案たたき台の作成
8月	第4回 地域医療専門委員会 ・計画の骨子、現行計画の進捗・評価		疾病・事業別協議 基準病床数算定
9月	第5回 地域医療専門委員会 ・計画素案（たたき台）	第3回定例会 前日委員会 ・現行計画の推進状況と骨子	協議の場（基本的考え方／医療 ／圏域連携推進会議）
10月	第6回 地域医療専門委員会 ・計画素案 ・基準病床数	医療計画保健所向け説明会②	素案(案)の作成 疾病・事業別協議
11月中旬 下旬		医療審議会（素案報告） 第4回定例会 前日委員会（素案報告） 医療計画保健所向け説明会③、④	
12月～ 令和6年1月		パブリックコメント 保険者協議会 意見照会	協議の場(素案) 地域推進方針策定
2月上旬	第7回 地域医療専門委員会 第2回 総会 ・計画案		計画案作成 二次医療圏ごとに R6.9月末までに策定
2月下旬		第1回定例会前日委員会（計画案報告）	
3月		医療審議会（諮問・答申）⇒告示・公表・国へ報告	

さっぽろ医療計画のスケジュール

時期	北海道	札幌市			
		策定委員会	ワーキンググループ (在宅医療・新興感染症)	救急医療・災害医療 検討会議	
令和5年 3月				※救急医療は 令和4年度実施	
4月	第1回地域医療専門委員会 ・二次医療圏設定の方向性整理			第1回災害医療検討委員会	
5月	第2回地域医療専門委員会 ・策定スケジュール		第2回在宅医療WG		
6月		第2回策定委員会		第2回災害医療検討委員会	
7月	第3回地域医療専門委員会	第3回策定委員会	第3回在宅医療WG 第1回新興感染症WG		
8月	第4回地域医療専門委員会 ・計画骨子、現行計画の進捗 評価	第4回策定委員会	第2回新興感染症WG	第3回災害医療検討委員会	
9月	第5回地域医療専門委員会 ・計画素案（たたき台）	第5回策定委員会			
10月	第6回地域医療専門委員会 ・計画素案、基準病床数				保健所運営協議会 (諮問答申)
11月	医療審議会（素案報告）				
12月	パブリックコメント				パブリックコメント
令和6年 1月					
2月	第7回地域医療専門委員会 ・計画案				
3月	医療審議会（諮問答申） 計画公表				計画公表

最終報告

最終報告

次回の委員会について

●第3回策定委員会

令和5年7月上旬～中旬予定

●主な検討テーマ（予定）

- ・「第4章 主要な疾病ごとの医療連携体制の構築」
- ・「第5章 主要な事業ごとの医療提供体制の構築」
のうち、周産期医療および小児医療※

※救急医療・災害医療・在宅医療は別途ワーキンググループで
検討中